

令和6年(1月～12月)労働災害の発生状況

※労働者死傷病報告(休業4日以上之死傷災害)により作成
※()内の数値は死亡者数(内数)を表す

(1)業種別の労働災害発生状況(対前年比)

確定版

【表1 業種別の労働災害発生状況】

尼崎労働基準監督署

業 種		令和6年(1月～12月)			前 年 同 期			前 年 比 較		
		死傷者数 (人)		構成比 (%)	死傷者数 (人)		構成比 (%)	増減数 (人)		増減率 (%)
全 産 業		449	(3)	100.0% (100.0%)	480	(1)	100.0% (100.0%)	-31	(2)	-6.5% (200.0%)
第 一 ・ 二 次 産 業 計 (運輸交通業、貨物取扱業を 含 む)		214	(2)	47.7% (66.7%)	242	(1)	50.4% (100.0%)	-28	(1)	-11.6% (100.0%)
製 造 業		78		17.4% ()	107		22.3% ()	-29	()	-27.1% (-)
鉱 業				()			()		()	- (-)
建 設 業		42		9.4% ()	30	(1)	6.3% (100.0%)	12	(-1)	40.0% (-100.0%)
運 輸 交 通 業		68	(1)	15.1% (33.3%)	76		15.8% ()	-8	(1)	-10.5% (-)
貨 物 取 扱 業		18		4.0% ()	18		3.8% ()		()	(-)
農 林 業		2	(1)	0.4% (33.3%)	5		1.0% ()	-3	(1)	-60.0% (-)
畜 産 ・ 水 産 業		6		1.3% ()	6		1.3% ()		()	(-)
第 三 次 産 業 計 (運輸交通業、貨物取扱業を 除 く)		235	(1)	52.3% (33.3%)	238		49.6% ()	-3	(1)	-1.3% (-)
商 業	卸 売 業	4		0.9% ()	5		1.0% ()	-1	()	-20.0% (-)
	小 売 業	36		8.0% ()	57		11.9% ()	-21	()	-36.8% (-)
	上 記 以 外 の 商 業	16		3.6% ()	13		2.7% ()	3	()	23.1% (-)
	計	56		12.5% ()	75		15.6% ()	-19	()	-25.3% (-)
通 信 業		9		2.0% ()	5		1.0% ()	4	()	80.0% (-)
保 健 衛 生 業	医 療 保 健 業	25		5.6% ()	21		4.4% ()	4	()	19.0% (-)
	社 会 福 祉 施 設	66		14.7% ()	72		15.0% ()	-6	()	-8.3% (-)
	上 記 以 外 の 保 健 衛 生 業			()			()		()	- (-)
	計	91		20.3% ()	93		19.4% ()	-2	()	-2.2% (-)
接 客 娛 楽 業	飲 食 店	24		5.3% ()	14		2.9% ()	10	()	71.4% (-)
	ゴ ル フ 場			()			()		()	- (-)
	上 記 以 外 の 接 客 娛 楽 業	6		1.3% ()	2		0.4% ()	4	()	200.0% (-)
	計	30		6.7% ()	16		3.3% ()	14	()	87.5% (-)
清 掃 ・ と 畜 業	ビルメンテナンス業	9		2.0% ()	7		1.5% ()	2	()	28.6% (-)
	廃 棄 物 処 理 業	6		1.3% ()	10		2.1% ()	-4	()	-40.0% (-)
	上 記 以 外 の 清 掃 ・ と 畜 業	3		0.7% ()	6		1.3% ()	-3	()	-50.0% (-)
	計	18		4.0% ()	23		4.8% ()	-5	()	-21.7% (-)
そ の 他 の 事 業	警 備 業	8		1.8% ()	7		1.5% ()	1	()	14.3% (-)
	上 記 以 外 の そ の 他 の 事 業	14	(1)	3.1% (33.3%)	14		2.9% ()		(1)	(-)
	計	22	(1)	4.9% (33.3%)	21		4.4% ()	1	(1)	4.8% (-)
金 融 広 告 業		5		1.1% ()			()	5	()	- (-)
映 画 演 劇 業				()			()		()	- (-)
教 育 研 究 業		4		0.9% ()	5		1.0% ()	-1	()	-20.0% (-)
官 公 署				()			()		()	- (-)
(陸 上 貨 物 運 送 業)		74	(1)	16.5% 33.3%	73		15.2%	1	(1)	1.4% (-)

業、官公署)を第三次産業と呼んでいます。
注一〇第三次産業は通常、非工業的業種に運輸交通業、貨物取扱業を加えたものをいいますが、ここでは、非工業的業種(商業、通信業、保健衛生業、接客娯楽業、清掃・と畜業、その他の事業、金融広告業、映画演劇業、教育研究